

〈翻 訳〉

ドイツ社会民主党の自治体政策方針⁽¹⁾

小 淵 港

国の法律の統制下で、自らを自主的に管理する自由な市町村が、民主主義的国民国家の土台を構成する。真の自治の概念は、以下のことと不可分である。

第一に、今日なお国の機関によって遂行されている行政諸機能を、広範囲に市町村および市町村連合に委譲すること。

第二に、これら諸団体に、その領域内の経済を共同経済の意味で改造し、資本主義に内在する大衆の窮乏化傾向を、総合的福祉によって克服することを可能とさせる立法上の諸措置。

I

この観点から、SPDは以下の立法にかかわる諸要求を掲げる。

A 制度と管理

- 1 以下の、郡連合、県連合、州連合にも有効に適用されうる諸原則を考慮して、国の市町村法を制定すること。
 - a) 都市自治体と農村自治体の統一的制度。
 - b) 指導的管理機関としての市町村会を有する一院制。行政は、市町村会の命令により強力に指導される。
 - c) 地方立法によって規定される範囲での、市町村会による公務員の選任。

幹部公務員の選任は、期限付きで行われる。

- d) 市町村会の解散と地方立法で規制されるべき市町村の業務に関して、住民請願と住民投票を導入すること。住民請願と住民投票は、市町村予算、地方税条例、使用料条例、給与条例には認められない。
 - e) 選挙権を制限する居住期間規定の廃止。
 - f) 市町村会議員の職務遂行上の発言の免責。
 - g) 市町村会議員、市町村理事会の名誉職的役員およびその他の名誉職公務員に対する手当と失われた収入に対する代償を保障すること。
 - h) 認可権の廃止。
 - i) 国の監督を、違法な行政行為に対する異議申立権に制限すること。
- 2 地方自治体の上部団体としての目的を持つ、市町村と国との間の中間機関の権限を縮小すること。
 - 3 地方的立法と行政を、地方の福祉、保健、商工業、建築を含めて市町村もしくは市町村連合に委譲すること。
 - 4 合併または小規模町村の広域市町村への統合によって、経済的連関にもとづく大規模市町村を創出すること。

B 自治体社会主義

以下の観点にもとづいて、ライヒ公有化法を制定すること。

- a) 事業の独占的経営（市町村専売）に関する法律の制定によるにせよ、個別事業の収用（収用権）によるにせよ、公有化のための市町村と市町村目的組合の権限を拡張すること。
- b) 特に、地域の必需品供給の規制にまで及ぶ公有化を実施すること（ガス、水、電力、食料品、燃料供給、交通手段、広告、建築材料）、住民福祉を促進すること（療養施設、浴場、薬局、清掃、埋葬制度）、教育施設の維持（劇場、映画）。
- c) 公有企業の経営と関連があるか、あるいは市町村の影響が現在または将

来に現実的となるであろう経済事業に市町村が関与すること。

C 租 税 政 策

ライヒ租税立法の改革，しかも公共団体のあらゆる財政的関係の国による中央集権的規制の原則堅持のもとでの改革は，以下の通りである。

- a) 財産税と相続税の改革，および財産増価税の徴収によって，財産所有をいっそう厳しく包括的租税負担の対象とすること。
- b) 個々の所有者集団の優遇—投機的利得の免税，大土地所有の保護—を廃止すること。
- c) 財産税の査定を効果的に実施すること，特に課税委員会の設立と租税台帳の公開によって。
- d) 財政調整の規制に当たっては，住民の社会的，経済的，文化的必要の充足が，市町村と市町村連合によって無条件に保障されること，配分基準の国の法律上の改善によって分与税制度が整備されること。
- e) 市町村および市町村連合による所得税付加税，法人税付加税の徴収が退けられること。
- f) 国の所得税が課税されない所得部分に，市町村が課税することを認めないこと。
- g) 自治体の物税立法を，国の概括法によって規制すること。
- h) 課税決定に当たっての，企業の利害代表者の聴取権および異議申立権を廃止すること。
- i) 家賃税を経済的弱者保護の観点で，国の法律にもとづき担保解除利得税へと整備すること，その適用を農業用の土地，商工業用の土地および未建築地へ拡張すること，これら土地をもっぱら小規模住宅建築のために用いること。
- k)⁽²⁾ 飲料税を強化し，遊興税を維持すること。
- l) 租税徴収の手続きを簡素化すること。

- m) 国の法律にもとづき、概括法によって自治体間の負担調整を規制すること。

D 教育制度

- 1 職業教育義務を含めて、6歳から18歳までの一般的就学義務を国の法律で規制すること。
- 2 少なくとも7年間の共通の基礎部分と教育目的に応じた上級部分を持った総合的学校制度の統一的構成。
- 3 訓練、教育、教養、研究のためのすべての組織の公開。民間の幼稚園・児童ホーム・保育所・学校を廃止すること。学校制度、訓練組織、研究機関を公的手段によって保障すること。
- 4 授業、教材の無償、すべての学習者の公的手段による経済的援助（校舎、学校給食、就学援助、無料の健康管理）。
- 5 両性による両性の共通教育。
- 6 訓練、教育、教養、研究のためのすべての公的組織の非宗教性。教会、宗教団体、特定の世界観を持つ団体のこれら教育組織に対するあらゆる公法上の影響力行使を禁止すること。学校と教会の分離。
- 7 認可制度を国の法律にもとづき廃止すること。
- 8 専門学校における統一的な教員教育。
- 9 養護学校と特別学校の国の法律による規制。
- 10 両性のための職業教育の国の法律にもとづく規制。授業時間の労働時間への延長と短縮された労働時間に対する補償。
- 11 市町村による学校制度の自治を、国の法律により規制すること。

E 保健制度

- 1 自治体の保健担当部局と社会保障および民間福祉団体の担当者との、国の

法律で規制された共同活動。

- 2 療養制度と保健制度の全体を、私経済的利害を排除して市町村事業に移し、社会保障によって命じられる保健保護をすべての住民に拡大するために、国の法律にもとづく保健立法を行うこと、および援助の担い手（州、市町村連合、市町村）と社会保障の担い手の重要さを考慮し、かつこれら相互の権限を区別する保健担当部門を組織すること。

F 土地・住宅政策

- 1 市町村が、その領域内にある土地所有権を買収し分割することを可能とするライヒ収用法の公布。
- 2 市町村を都市計画の担い手たらしめるライヒ都市計画法の公布。
- 3 ライヒ住宅法の公布。
- 4 私経済的土地・住宅法を、市町村の共同経済的な土地・住宅行政に置き換えるために、住宅裁判のための賃貸料調停部局を整備すること。

G 福祉事業

- 1 社会福祉の精神での福祉事業の整備。
- 2 その充足が市町村に義務づけられる、法に定める最低給付を決定すること。

H 労働者・職員法

すべての市町村職員の雇用条件を、年金資格および寡婦と孤児のための生活保護と統一すること。

自己の職場代表の選出によって経営協議会法にもとづく権利を実現することができる被雇用者が、公務員代表の指揮下にはいることによって法の保護を奪われる恐れのある経営協議会法の規定を廃止すること。

II

社会民主党は、現行法の枠内でその充足が可能な以下の諸要求を、市町村に提起する。

A 教育制度

- 1 国民学校の強化、国民学校からより上の学校への過渡的の制度（上構学校、特に才能のある労働者のための特別コース）および国民学校とより上の学校、職業学校を結合することによって学校制度全体を実際的に統一すること。中等学校を設置すること。国民学校と職業学校の過渡的の制度として2年間だけ国民学校を延長すること。
- 2 社会教育の取り組みを奨励すること。
- 3 1クラスの生徒数と教師の勤務時間を、教育学上および保健上の観点だけを考へて決定すること。
- 4 就学援助の拡充（学校医、学校歯科医、養護教員、児童福祉司、学校給食、学校プール、林間学校、寄宿舎、キャンプ村、転地休養、転地療養）。
- 5 社会教育学上の作業技術の観点、共同育成と保健の観点からする十分な学校建物（体育館、競技場、シャワー室、学校浴室、アトリエおよび作業場）。
- 6 授業の無償制、教材、生徒図書、教員図書、職業用図書の無償提供。十分な経済的援助の保障。
- 7 遠足と教師・生徒の就学旅行の財政的保障。全国的・国際的な教師・生徒の交流の促進。
- 8 養護学校と特別学校。
- 9 幼稚園、保育園、子供の家の設置。
- 10 18歳に達するまでのすべての青少年のための義務的職業学校授業の実施。
- 11 児童、青少年、成人のための公立の無料の図書室と図書館の設置。

- 12 無料での芸術表現のための事業組織を設けること。
- 13 保健体育、芸術鑑賞、娯楽一般に役立つ場所の設置。
- 14 職業問題と教育問題の公立の無料相談所の設置。

B 保 健 制 度

1 技術上・衛生上の任務

- a) 食料と水の供給。と畜場、市場の設置。食料品を良好な状態に維持するための監督の実施（食肉検査、食料品の研究所、牛乳の調製等）。特別の設備による衛生的な飲料水の供給。食料品の製造、分配、給食、大衆食堂の運営を行うこと。
- b) 排水とゴミ処理。下水道、ゴミ収集およびゴミ処理（ゴミ焼却）、街路清掃、公衆便所。
- c) 水浴施設（屋外プール、屋内プール、シャワー室のような様々な種類の水浴施設）、公園その他の都市空間、運動場と遊び場、体育館。
- d) 入院施設（病院、施療院、軽症患者施設、精神病院、アルコール中毒収容所、身体障害者施設等の特別入院施設。医学的配慮以外に方法がない人のための十分な医学援助の準備。
- e) 埋葬施設（制度）。義務的制度（施設）、死体安置所の利用、公営の埋葬制度、火葬場、墓地。
- f) 分娩、急病等のための家庭看護。
- g) 患者の搬送。
- h) 消毒。
- i) 薬品供給の公営化。
- k)⁽³⁾ 住宅衛生の規制。

2 公衆衛生施設と任務。

- a) 乳児保護。福祉施設、公設の完備した保護施設、託児所、ホーム、病院、収容所等。

- b) 幼児の保護。公設の完備した施設，山の家や海の家。
 - c) 学童の保護。入学から卒業までの学校医による管理。各種のキャンプ村，遊び場，保養所での休養，スポーツ教育，適切な指導による整形外科的体操への学童の参加。心身に障害のある学童のための造園，援助，歯の手入れ，歯の治療施設，職業指導。
 - d) 義務教育終了者の援助。ホーム，スポーツの指導と参加，補習学校の学校医による健康管理，衛生教育，休暇中の徒弟のための保養所。
 - e) 妊婦と母親の保護。相談所，収容所，ホーム，分娩施設。
 - f) 患者（国民病）の保護。相談所，把握（統計的把握），伝染病，性病，アルコール中毒，癌対策における社会保障担当者との共同作業への人の派遣。
 - g) 病弱者と身体障害者，精神病質者と精神障害者，ろうあ者と盲人のための保護。
 - h) 結婚相談所と優生学的知識の普及。
- 3 自治体保健組織。すべての保健および衛生施設を医師資格をもった保健職員の指導のもとに置くこと。市町村理事会の指導に属する保健担当部局による包括的行政。

C 土地・住宅政策

- 1 市町村によるできるだけ広範囲な土地所有権の取得。
- 2 街路，広場，交通施設を通じた土地所有の維持と開発。
- 3 より広い住居を確保することを目的とする建設計画を作成する場合に，公衆衛生上，社会政策上，経済上，美学上の要因を重視すること。
- 4 特に住居については，公衆衛生上，社会政策上の要因を考慮して建て方の等級づけを行うこと。そのために，建物の高さ，階数，敷地に規定建築線を超えて建築する程度の制限をいっそう強めること。
- 5 市民農園の開設。

- 6 市町村所有の維持。市町村有の土地を、住民福祉の要求にかなない、大衆特に労働者階級が家賃を楽に払うことが出来る部屋をもった居住用の建物を建築するために用いること、その際には、充用された資本の利払いと償還および建物の維持のために必要な費用のみが計算に入れられる。必要な場合には、市町村の土地に地上権を認めること。
- 7 公共住宅制度および公共集合住宅制度を促進すること。
- 8 住宅統計、住宅斡旋、住宅管理という特別の任務を持った自治体住宅部局を設置すること。
- 9 独身寮の建設。

D 福 祉 事 業

- 1 孤児の養育を含む福祉事業の非宗教性。
- 2 名譽職的に活動する人々、特に女性を広く動員すること。
- 3 十分な扶助額を認めること。
- 4 公的福祉事業は個人を単位とすること。
- 5 孤児院、老人ホーム、困窮者のための援助施設の設置。
- 6 警察の監視なしの浮浪者収容施設および一時収容施設の設置。
- 7 教育上、保健上の原則にもとづく孤児の養育、栄養不良児の保護および生活保護事業、専門の医師と相応の準備教育をうけた有給の保母による栄養不良児の健康管理。
- 8 身体障害者扶助
- 9 十分な医療扶助を実施すること。
- 10 後見制度の導入。

さらに、Ⅱ A およびⅡ B で述べた措置の補足として、貧しい市町村住民のために個々のケースについて以下のことが配慮されるべきである。

- a) 健康保険給付の範囲内で、保険非加入住民のために無料の助産と出産手当てを支給すること。

- b) 十分な栄養と子供の健康の維持のための措置、特に学校給食、健康診断、小児科学的措置、休養。
- c) 青少年の不良化防止措置、特に現代の教育学的原理にもとづいて行われる訓練施設の設置。
- d) 貧しい青少年、特に肉体的・精神的に障害のある青少年の職業能力開発。
- e) 医療援助（無料の医療援助・薬・栄養剤、施設看護と家庭看護、必要な場合医療扶助）。
- f) 肉体的、精神的に就労不能な人々のための適切な労働機会の提供。
- g) 高齢者および労働能力を喪失した人々に対する、一律的保護ではなく、個々の事情を考慮した援助。
- h) 就労不能者と保険給付の終了した失業者に対する特別の援助。

E 労働者政策

賃金と労働条件は、被雇用者の権限ある組織との労働協約によって規制されるべきである。

模範的な賃金の場合には労働不能となった時には、病気の場合の保養休暇と給料の支払いを含めて、十分な年金給付と遺族に対する適切な遺族年金の支払いとが被雇用者に対して保障されるべきである。

退職の場合は別として、勤続5年以上の被雇用者の解雇は、重大な理由がある場合にのみ限られるべきである。

企業の管理または経済性的の問題で、職場代表には権限のある管理委員会での協力権と代表および審議権のある代表が認められる。

市町村連合の管理と経営のために、経営協議会法第61条にもとづいて共同の経営協議会の設置が奨励されるべきである。

F 地方公営事業

市町村の事業を民間事業者へ委託することは、事業の実施が公営では適当でない活動に制限されること。

経済的、技術的な最高度の達成のために、地方公営企業に対する自治体の独占的処分権と統制が保障される組織形態で地方公営企業の管理を行うこと。

行政の管理と経営の管理とを分離する場合には、市町村事業はできるだけ公営で行われるべきである。

個々の市町村の給付能力を上回る事業の実施のために、広域的な自治体連合を設けること。

G 生活必需品の供給

良質で買い得な生活必需品を住民に供給するために、生産と消費の協同組合と市町村との組織的結合をはかること。

市町村による経済管理部門の設置。

H 請け負い契約制度

市町村の業務と納入は、自己の経営する企業においていかなる種類の家内労働も用いず、その企業によって雇用されている労働者の賃金と労働諸条件を労働者組織と連携して決定し、労働者の結社の自由を守ることを契約上義務づけられている事業者のみへ委託すること。作業契約と納入契約にストライキ条項を入れることは、厳しく拒否すること。

市町村むけの作業と納入を市町村会議員と官吏に委託することの禁止、ならびに市町村会議員と官吏が、市町村と契約関係または納入関係にある営利事業に関与することの禁止。

（訳者注）

- (1) 本稿は、*Die kommunalpolitischen Richtlinien der SPD.*, Berlin 1929. を翻訳したものである。「ドイツ社会民主党の自治体政策方針」は、1928年9月に開催された同党の「自治体政策審議会」と「自治体政策全国委員会」との合同会議で決定された。翻訳に用いた文献は、1929年に Dietz 社から刊行されたパンフレットであり、同書には付録としてハイデルベルク党大会で採択された「行動綱領」が収められているが、既に邦訳があることもあり、割愛した。「自治体政策方針」のSPDにおける位置については、Georg Fülberth, *Konzeption und Praxis sozialdemokratischer Kommunalpolitik 1918-1933*, Marburg 1984. の73頁以下を参照されたい。20年代のSPDの自治体政策については、中村良広「ヴァイマル期ドイツ社会民主党の自治体政策論」、鹿児島大学法文学部紀要『経済学論集』第29号、1988年12月、および小淵港「1920年代ドイツ社会民主党の自治体政策」、『愛媛大学法文学部論集経済学科編』第25号、1992年11月、を参照のこと。

最後に、ゲッチンゲン大学図書館にて本文書の複写をおとり下さった、本学の井藤正信先生に、この場を借りてお礼申し上げたい。

- (2) 以下 k), l), m) の表示は原文のまま。
(3) 原文のまま。